

# 被災者支援制度

大雨や台風、地震等により被害を受けた場合、被災者の生活再建を支援するため、さまざまな制度を用意しています。1日も早く普段の生活を取り戻すため、被害状況に応じて、これらの支援制度を活用してください。

なお、支援や保険の適用を受けるためには、災害による家屋の被害の証明となる「罹災証明書※」が必要になる場合があります。

|   | どのような状況？   | 支援内容  |
|---|--|---|
| 災害<br>援護<br>制度  | ①家族が亡くなった  | <b>災害弔慰金</b><br>市民が災害により死亡したときは、その遺族に支給されます。  |
|   | ②負傷や疾病にかかった、<br>障害が出た  | <b>災害傷害見舞金（小規模災害）</b><br>市民が災害により負傷し、または病気にかかり、3週間以上の入院治療を行ったときに支給されます。   |
|   |  | <b>災害障害見舞金（大規模災害）</b><br>市民が災害により負傷し、または病気にかかり、条例で定める程度の精神または身体に障害があるときに支給されます。   |
|   | ③当面の生活資金や<br>生活再建の資金が<br>必要となった  | <b>被災者生活再建支援金（大規模災害）</b><br>自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由などによって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、最高300万円が支給されます。   |
| <b>災害援護資金の貸付（大規模災害）</b><br>災害により被害を受けた市民である世帯主に対し、その生活の建て直しの助けとするため、貸付が行われます。 |  |   |
| ④建物に被害を受けた  | <b>災害損害見舞金（小規模災害）</b><br>市民が本市の区域内にある住宅などに、災害により一定以上の被害を受けたときは、その世帯主などに支給されます。 |   |
| その他   | ⑤生活を再建する<br>費用がない、<br>被災により一時的に<br>生活に困窮している                                   | <b>生活福祉資金の貸付（貸付対象は、原則低所得世帯となります）</b><br>・被災した住宅の復旧及び家財の購入、撤去費用などの貸付の相談を受け付けます。（災害援護制度の貸付対象となる世帯は原則対象外）<br>・当面の生活費として緊急小口資金の貸付の相談を受け付けます。<br>※災害の規模により厚生労働省の通知に基づき社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会から特例措置を講ずる旨の通知があった場合、平塚市社会福祉協議会が特例貸付の相談を受け付けます。 |
|   | ⑥税金等の減免を受けたい   | <b>市税及び国民健康保険税等の減免</b><br>条件により、減免の対象になる場合があります。<br>・市税（市民税・固定資産税） ・国民健康保険税 ・介護保険料 ・その他使用料等   |
|   | ⑦床下が浸水してしまった   | <b>浸水家屋等床下消毒（対象は床下のみとなります）</b><br>床下が浸水被害を受けた場合、被害を受けた家屋の所有者の希望に応じて消毒業者を派遣し、消毒を行います。<br>※厚生労働省で床下や庭の消毒は原則不要としています。  |
| 被害の<br>証明   | 被害に関する<br>証明書が欲しい  | <b>罹災証明書※</b><br>台風や地震、火災等による家屋等の被害に関する証明書です。主に家屋に関する保険の支払請求や各種補助金の申請等で使用されます。  |

詳しくは、右記までお問い合わせください。①～④：福祉総務課（☎ 21-9862 [直通]）

⑤：平塚市社会福祉協議会（☎ 33-2333 [直通]）

⑥：市税は、納税課（☎ 21-8769 [直通]）

国民健康保険税は、保険年金課（☎ 21-8775 [直通]）

介護保険料は、介護保険課（☎ 71-5238 [直通]）

⑦：環境保全課（☎ 23-9969 [直通]）

※罹災証明書について：〈台風・地震〉固定資産税課（☎ 21-8768 [直通]）〈火災〉消防署管理担当（☎ 21-9614 [直通]）